

地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）実施状況等について

別紙

No.	事業名	法律上の根拠	実施内容	区内での 主な実施場所	実施箇所 (26年4月現在)
1	時間外保育事業(延長保育事業)	子ども・子育て支援法第59条第2号	新制度では、保育認定(2号・3号)を受けた者が、定められた利用日及び利用時間帯以外の日及び時間帯に保育を受けた者に対し、費用を助成する事業	保育所、認定こども園	72か所 (保育所分園除く)
2	一時預かり事業	児童福祉法第6条の3第7項	○現行の一時保育事業は、家庭での保育が一時的に困難となった就学前の児童を預かる事業。通院や通学、育児のリフレッシュなど理由を問わずに利用が可能 ○新制度では、現行制度を基本(一般型)としつつ、幼稚園における預かり保育については、私学助成等からの移行が予定されている(幼稚園型の創設)	保育所	22か所
3	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)	児童福祉法第6条の3第6項	公共施設や保育所等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業	保育所、児童館、公共施設	32か所
4	病児・病後児保育事業	児童福祉法第6条の3第13項	病児・病後児保育は、保育を必要とする乳児・幼児等であって、疾病にかかっているものについて、保育所や医療機関等で保育を行う事業	保育所、医療機関	9か所
5	利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号	相談機能を有する施設や市町村窓口などで、幼稚園や保育所等、地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	新規事業のため未設置	左同
6	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	児童福祉法第6条の3第2項	○学童保育クラブは、小学校に就学している概ね10歳未満の児童であって、その保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る事業 ○新制度では、「概ね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へ対象年齢が拡大される予定	小学校、児童館、公共施設その他	79か所
7	妊婦健診	母子保健法第13条第1項	必要に応じ、妊産婦に対して健康診査を行う事業	—	葛飾区
8	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	児童福祉法第6条の3第4項	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、産後の体調や子育てなどの相談等を行う事業	—	葛飾区
9	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ事業)	児童福祉法第6条の3第3項	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で短期的に保育を行う事業	児童養護施設	1か所
10	養育支援訪問事業その他要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第6条の3第5項 児童福祉法第25条の2第2項	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、家事や子どもの保育を行う事業	—	葛飾区
11	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポート・センター事業)	児童福祉法第6条の3第14項	区民相互の助け合いにより、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者を結ぶ事業	—	葛飾区
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子ども・子育て支援法第59条第3号	保護者等の所得の状況等を勘案した基準に該当するものが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加その他これに類する費用の全部又は一部を助成する事業	—	—
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	子ども・子育て支援法第59条第4号	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	—	—